

## 静岡労働局職業安定部LINE公式アカウント運用方針

### 1 目的

この運用方針は、「厚生労働省公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に従い、静岡労働局職業安定部が開設するLINE公式アカウントで情報を発信するための運用に関し必要な事項を定めるものです。

### 2 運用管理者

LINE公式アカウントの運用管理者は職業安定部とします。なお、運用管理者については、今後の運用状況に応じて変更することがあります。

### 3 運用方法

- (1) 運用管理者は、広報資料や行政に関する情報など必要に応じて投稿します。
- (2) 利用者のコメント等への返信等は原則として行いません。
- (3) 本サービスの提供にあたっては「厚生労働省公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に従い、同方針3(2)に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

### 4 著作権

LINE公式アカウントに掲載している個々の情報（文字、写真、イラスト等）は著作権の対象となっています。著作権は日本国著作権法および国際条約により保護されています。

当ページの内容の全部または一部については適宜の方法により、出所を明示することにより、引用・転載・複製を行うことができますが、無断転載はご遠慮ください。

また、商用目的での複製する場合もあらかじめ静岡労働局職業安定部までご連絡ください。LINE公式アカウントの内容全部または一部について静岡労働局職業安定部に無断で改変を行うことはできません。

### 5 免責事項

静岡労働局職業安定部は、LINE公式アカウントを利用することで利用者および第三者に生じた直接・間接的な損失について、一切責任を負いません。

### 6 その他

静岡労働局職業安定部は、予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合があります。

この運用方針は令和4年2月28日から適用します。厚生労働省の施策について詳しく調べたい場合は、厚生労働省ホームページ、静岡労働局ホームページをご覧ください。